2月16日(木)～3月15日(木)まで 所得税の確定申告と市・道民税の申告を忘れずに

平成23年分の所得税の確定申告と平成24年度の市・道民税の申告受付が2月16日（木）から始まります。

申告期限は3月15日（木）までですが、例年の状況から、特に申告期間の最初と最後の数日間は混雑が予想されます。申告をされる方は事前に資料を整理してから、お越しくださいますようお願いします。

また、市役所では、3月10日、11日の土・日曜日についても申告受付を行っています。（この期日、稚内税務署では行っていませんのでご注意ください）

確定申告の必要な方

年末調整をした給与所得者で他に所得がなければ、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は申告をしなければなりません。

①給与収入が2千万円を超える方
②2か所以上の会社から給与をもらっている方
③給与所得以外の所得が20万円を超える方
④商売を営んでいる方や自営業の方
⑤不動産収入のある方
⑥土地や建物を売った方
⑦国民健康保険に加入している方
⑧公的年金を受給していて所得税を源泉徴収されている方、など

確定申告で税金が戻る可能性のある方

①医療費控除を受ける方
②災害や盗難で被害を受けた方
③国や地方公共団体などに寄付をした方
④住宅ローンを利用し、自宅の新築・増改築をした方
⑤年の途中で退職し、年末調整を受けられなかった方
⑥年末調整の際、生命保険料控除や扶養親族控除などに漏れのあった方、など

確定申告の際は、次の書類をお持ちください

①確定申告書用紙（先に税務署から送付された用紙があれば必ずお持ちください。その他の方は、受付会場に用意してあります）
②平成23年分の収支内訳書（収入、仕入、必要経費等を記入したもの）
③給与所得の源泉徴収票（給与収入のある方）
④公的年金等の源泉徴収票（公的年金等の収入のある方）
⑤生命保険料、地震保険料の支払証明書
⑥国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書（平成23年中に支払ったもの）、国民年金保険料控除証明書
⑦本人または扶養している方が障害者手帳をお持ちの場合は、その手帳
⑧医療費の領収書（平成23年中に支払ったもの）
※あらかじめ病院・薬局ごとに金額を集計しておいてください。
⑨印鑑（還付金が発生した場合は銀行振込等となりますので、口座番号を控えておいてください。）


親切丁寧に対応いたします

所得税の確定申告・市道民税の申告受付日

地区名	会場	受付日	受付時間 午前	受付時間 午後
声問	声問町内会館	2月7日（火）	10：00～12：00	13：00～14：00
沼川	沼川支所	2月8日（水）	10：00～12：00	
曲渕	曲渕町内会館	2月8日（水）		13：30～15：00
勇知	勇知地区宿泊研修施設	2月9日（木）	10：00～12：00	
市役所4階委員会室（※1）		2月16日（木）～3月15日（木）	9：00～12：00	13：00～16：00
稚内税務署（※2）				

（※1）3月10日（土）、11日（日）も申告受付を行っています
（※2）青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は税務署で受け付けます。

市・道民税の申告について

●所得税の申告を済ませた方は、市・道民税の申告も済ませたことになります。しかし、所得税がかからなかった場合でも市・道民税の申告は行わなければなりません。

●未申告の場合には、金融機関、公営住宅、保育所、学校等の申し込みや児童手当の届出、指名願、年金の申請などに必要な所得証明、課税証明等の税に関する各種証明の交付がすぐにできない場合がありますのでご注意ください。

※所得が全くなかった方でも、所得証明や課税証明の発行を受けるためには申告が必要になりますのでご注意ください。

その他

●本人または扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によって障害者控除の対象となる場合がありますので、市介護高齢課へ申請を行ってください。障害者控除の対象となるときは、認定書が交付されますので確定申告時に持参してください。

●確定申告をしなければ受けられない控除もありますので、確定申告の案内がない方についてもご相談ください。

問い合わせ／市課税課市民税グループ
☎23―6392

都市計画等の変更案の縦覧を行います

縦覧に供する都市計画の変更案／
①稚内都市計画用途地域の変更（稚内市決定）
②稚内都市計画特別用途地区の変更（稚内市決定）
③稚内都市計画防火地域及び準防火地域の変更（稚内市決定）
④稚内都市計画道路の変更（北海道決定・稚内市決定）
⑤稚内都市計画下水道の変更（稚内市決定）
⑥稚内都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の変更（北海道指定）

縦覧期間／1月6日（金）～1月20日（金）

縦覧場所／全ての変更案について、市都市整備課において縦覧を行います。
なお、北海道決定に係る上記④については、
・北海道建設部まちづくり局都市計画課
☎011―204―5564
北海道指定に係る上記⑥については、
・北海道建設部住宅局建築指導課
☎011―204―5578
においても、縦覧を行います。

意見書の提出／変更案について意見がある場合は、縦覧期間内に、意見書を各縦覧場所へ提出することができます。様式は任意です。

問い合わせ／市都市整備課都市計画グループ
☎23―6461